北九州市立男女共同参画センター使用料の減免について

施行　平成７年７月１日
最終改正　平成25年４月１日

北九州市立男女共同参画センター条例第６条の規定に基づき、使用料の減免ができる場合は、次のとおりとする。

１　減免する場合及びその割合

⑴　市主催の行事

ア　男女共同参画センターの設置目的にかなった事業

ホール・各室及び設備・器具使用料（冷暖房設備使用料を含む。）の10割

イ　ア以外の内容の事業

ホール・各室及び設備・器具使用料（冷暖房設備使用料を除く。）の５割

⑵　市共催の行事

ホール・各室及び設備・器具使用料（冷暖房設備使用料を除く。）の５割

（註）「市共催」とは、当該行事の経費の一部を市が負担する場合又は当該行事の企画運営に市職員が従事する場合をいう。

⑶　認定団体が主催する行事

ホール・各室及び設備・器具使用料（冷暖房設備使用料を除く。）の10割

（註）「認定団体」とは、（公財）アジア女性交流・研究フォーラム又は北九州市女性団体連絡会議をいい、北九州市女性団体連絡会議については、男女共同参画センターの設置目的にかなった事業を行う場合に限る。

⑷　身体障害者などが駐車場を利用する場合

駐車場使用料の５割（10円未満の端数は切り上げ）

（註）減免の対象は次のとおり

ア　身体障害者手帳の所持者が運転する自動車、または同乗する自動車

イ　療育手帳の所持者が運転する自動車、または同乗する自動車

ウ　精神障害者保健福祉手帳の所持者が運転する自動車、または同乗する自動車